

町の家計簿を公表します

平成29年決算報告

町民の皆さんが納める税金や国・県からの補助金は、私たちの生活をよりよくするためにいろいろな形で使われています。これらがどれくらい納められ、どのように使われているかを知っていただくために、平成29年度の決算を報告します。

普通会計決算の概要

平成29年度は、「第2次長島町総合振興計画」の初年度として、道路・港湾・漁港などの社会資本整備や小中学生の給食費無償化など積極的に事業実施しました。この結果、普通会計で9年連続となる100億円を超える決算となりました。

決算収支の状況は、歳入総額126億6,843万5千円、歳出総額118億8,051万3千円、歳入歳出差引額は7億8,792万2千円で、実質単年度収支は1億3,806万9千円の黒字となりました。

歳出では、町道整備事業8億1,566万6千円、港湾整備4億5,652万6千円、総合町民体育館整備事業1億8,384万円、太陽の里設備更新工事1億3,400万円、保健福祉センター改修工

事6,980万6千円などを実施したため、投資的経費は39億1,131万8千円となりました。

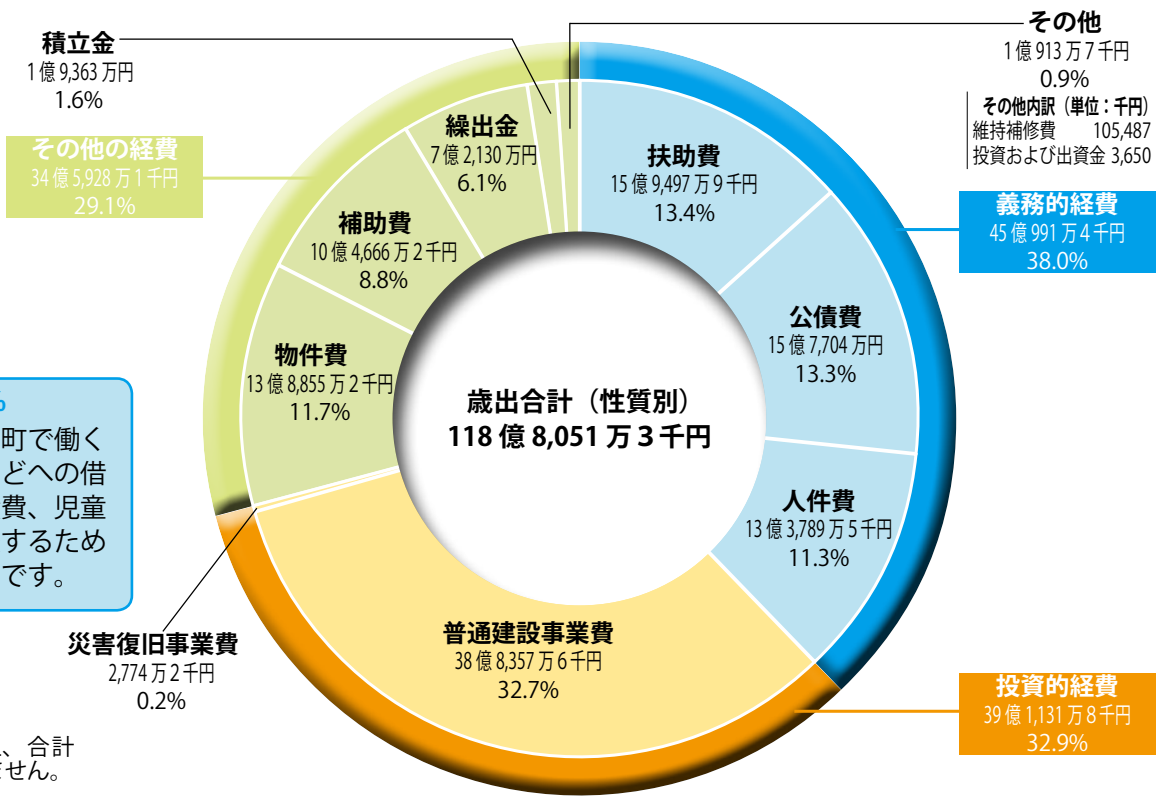
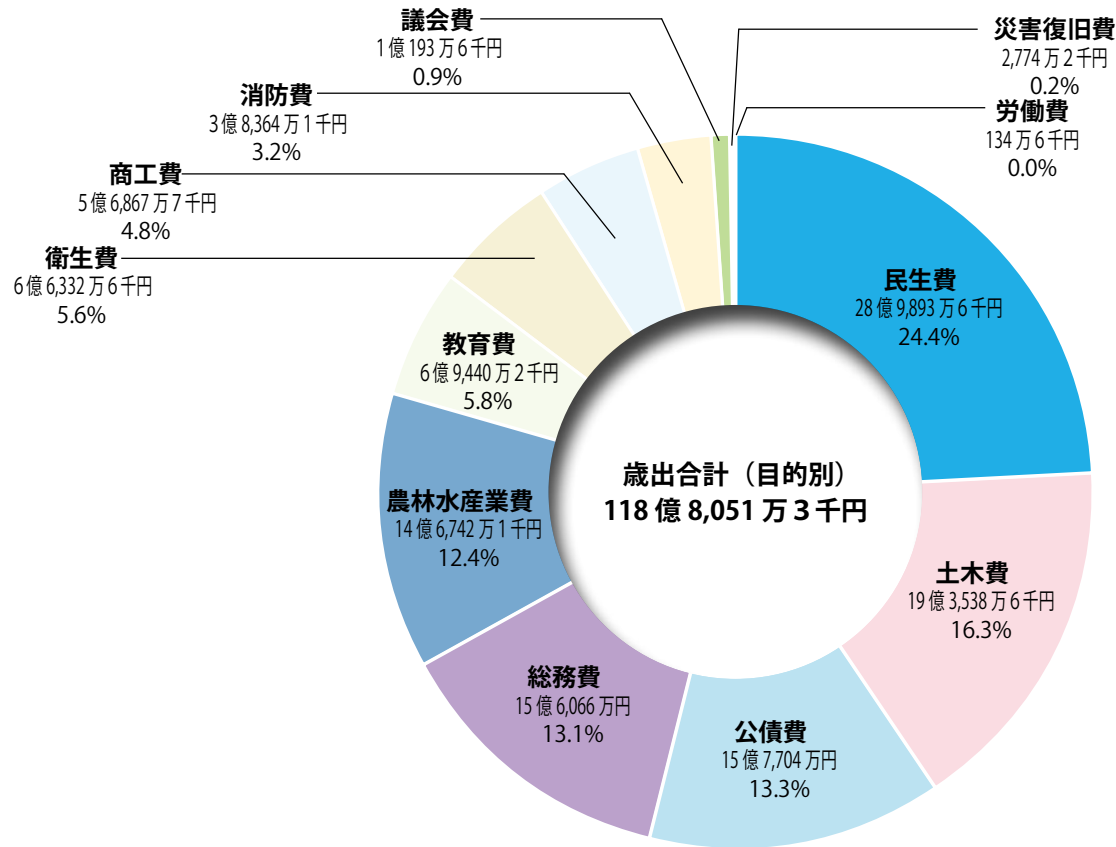
積立金は、夢追い獅子島架橋基金に1億1,419万8千円、ぶり奨学金基金に3,151万8千円などを積立することができ、基金残高も60億3,990万円の前年比4,296万円の増額となりました。

この結果の報告を通じ、町財政の実情についてご理解をいただき、今後の財政運営により一層のご協力をお願いします。

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

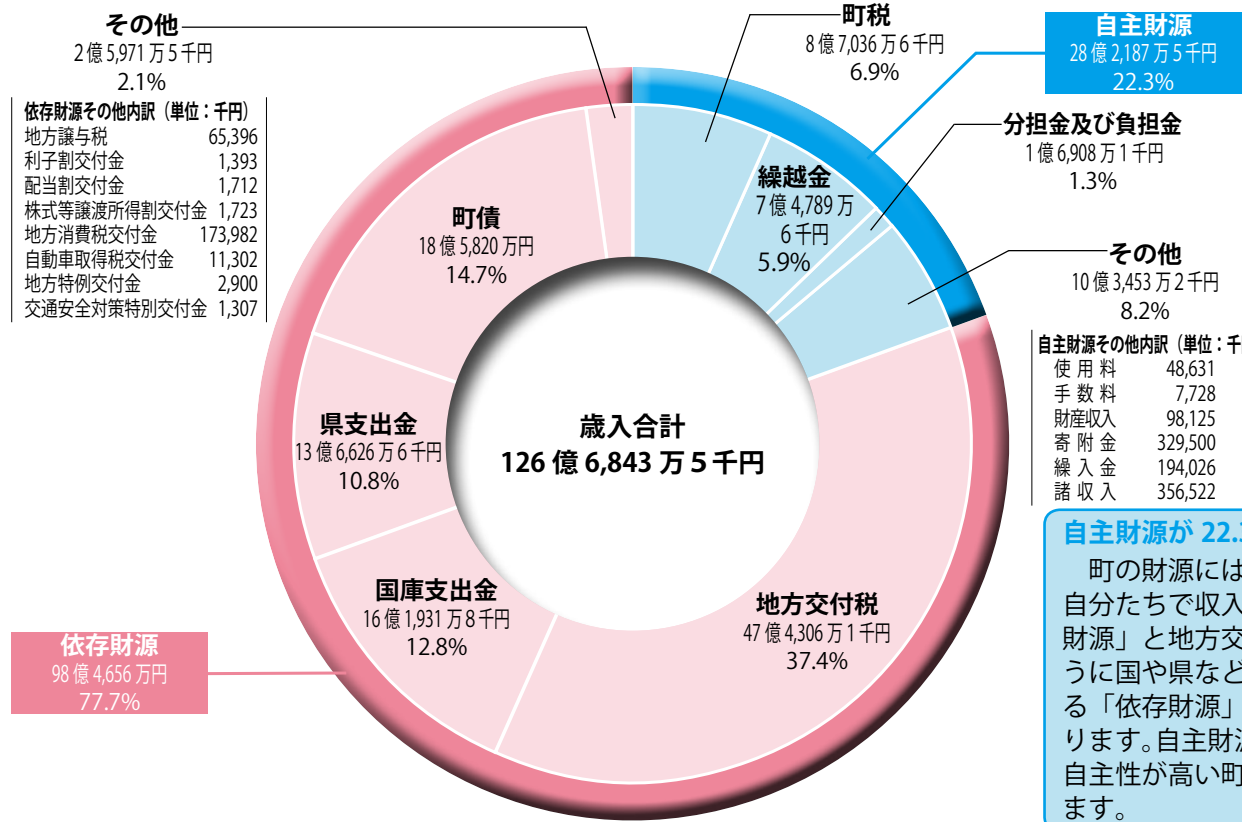
本町の平成29年度の地方消費税（社会保障財源化分）は、784万7,300円となり、これらは「高齢者生活支援事業」「子ども医療費助成事業」「保育所運営事業費」「後期高齢者医療事業」「母子保健事業」「予防接種事業」「健康増進事業」に活用されます。



義務的経費が38.0%

義務的経費とは、町で働く職員の人件費や国などへの借金返済額を表す公債費、児童や高齢者などを支援するための扶助費などのことです。

※四捨五入の関係上、合計が100%となっておりません。



自主財源が22.3%

町の財源には、町税などの自分たちで収入を得る「自主財源」と地方交付税などのように国や県などから交付されます。自主財源が多いほど、自主性が高い町づくりができます。

行政用語の解説

- 歳入
会計年度における地方自治体等の収入
- 町税
町民税、固定資産税など町民の皆さんが納める税金
- 繰越金
前年度から本年度へ持ち越したお金
- 分担金及び負担金
町が行う事業で特定の利益を受ける人などから徴収するお金
- 使用料及び手数料
町の施設使用料や住民票、各種証明書などの交付手数料
- 繰入金
町の基金などから繰り入れたお金
- 地方交付税
国に納めていただいた税金を一定の基準により国から交付される税
- 国庫・県支出金
各種事業に対する国・県から交付される負担金・補助金など
- 町債
町が借り入れたお金
- 歳出
会計年度における地方自治体等の支出
- 総務費
全般的な管理事務、企画調整事務、財政事務、選挙事務などの経費
- 民生費
社会福祉、身体障害者、老人福祉、児童福祉などの経費
- 衛生費
保健事業、感染症予防、廃棄物処理などの経費
- 農林水産業費
農・林・漁業振興対策の経費
- 土木費
道路、橋りょう、河川、港湾、公営住宅などの経費
- 消防費
消火、防災防除、災害時被害軽減などの経費
- 教育費
教育委員会、小・中学校、社会教育などの経費
- 公債費
事業を行うために借り入れたお金の償還金